

別表（第3条関係）

補助要件

- (1) 町内に就農し、特産農産物、シャインマスカットの生産を行うこと（町内に住所を有するものに限る）。
- (2) 令和5年度内に資材等の納入及び支払が完了し、翌年度までに資材等の設置が完了し、栽培面積の拡大若しくは生産量の増加を図れるものであること。
- (3) 本事業以外の国又は道の補助事業の対象として整備するものでないこと。
- (4) 同時に令和5年度6次産業化体制整備支援補助金と重複して補助金交付申請をしていないこと。

申請区分と補助対象者ごとの補助金の補助率及び上限額

申請区分	補助金の額	
	上限額	補助率
1. 醸造用ぶどう（特定品種） ※ピノノワール、ピノムニエ、カベルネフラン、メルロー、シラー、シャルドネ、リースリング、ソーヴィニヨンブラン、ピノグリ、ピノブラン、ゲヴェルツトラミナーに限る	150万円	3分の2以内
2. 醸造用ぶどう（上記1以外のヴィニフェラ種）	100万円	2分の1以内
3. シャインマスカット	150万円	3分の2以内
4. 上記1、2、3以外の特産農産物及び振興農産物 ※果実酒、又はリキュールを製造するために栽培されるものであり、かつ、新規就農者が実施するものに限る。	20万円	2分の1以内

※申請区分3、4は1、2と重複して申請できない。

※1及び2を重複して申請した場合、2の補助金額とする。

補助対象品目

下記に掲げるものとする。

支柱	チェーン
針金	苗木用カバー
アンカー	苗木支柱
タンバックル	クランプ
グリップル	ビニールハウスの設置に使用する資材
その他、町長が適当と認めるもの	